

第19回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成21年1月20日（火）午後3時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 （都側）

中田総務局長、笠井総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、真田財務局主計部長、森山知事本局地方分権推進室長、塩見総務局参事＜都区制度改革担当＞、西村総務局行政部区政課長

（区側）

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

（1）開会

（2）第18回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

（3）具体的な事務配分の検討について

資料説明の後、検討を行った。

＜都側から資料1「都区の事務配分に関する検討状況」についての説明＞

○都側

前回の幹事会において、検討対象事務リストの①から⑤までの事務で検討対象外とする事務、⑥の事務で検討対象外とする事務と実質的な検討を省略する事務について、都区の事務局で調整するよう指示があったので、その調整結果について報告する。

資料1の最初の頁に一表にして記載してあるが、まず1の「①から⑤までの事務」については、1頁にあるように1の③－8「診療報酬の審査及び支払などに関する事務」など、42項目を検討対象外の実務とすることとして、都区の事務局間で整理した。

詳細については、1頁以降に都区共通資料として、それぞれの理由等を記述したうえ、記載してあるので参照してもらいたい。

これにより、1「①から⑤までの事務」として記載した191項目についての検討状況は、検討対象外の実務42項目、検討済みの事務133項目、検討を一時保留している事務7項目、未検討の実務9項目となっている。

次に、2の「⑥の事務」として記載した145項目についての検討状況は、都区それぞれの事務局で検討を行い、方向性は一致しており、都側整理、区側整理という形で資料を付けている。

まず、2の（1）検討対象外とする事務については、5頁及び15頁の⑥－3「土砂災害防止のための工事、指定地等の管理などに関する事務」など23項目とすることで都区の方向性が一致している。

次に、（2）実質的な検討を省略する事務については、88項目が都区の方向性が一致しており、その内訳について、都側整理により説明すると、6頁の⑥－1

「市街化区域と市街化調整区域の設定などに関する事務」など86項目は「都に残す方向で検討する事務」、11頁の⑥－116「県費負担教職員の定数の設定などに関する事務」など2項目は「区へ移管する方向で検討する事務」となっている。

詳細については、資料1の5頁以降に都側整理、14頁以降に区側整理が付いているので参照してもらいたい。

これにより、2の「⑥の事務」として記載した145項目についての検討状況は、検討対象外の事務23項目、実質的な検討を省略する事務88項目、未検討の事務34項目となっている。

なお、「⑥の事務」については、先ほども説明したように、今回都区双方から資料を持ちよるという形になっているので、2月2日に開催が予定されている都区のあり方検討委員会において、来年度も引き続き検討することとなった場合は、さらに整理したうえ、資料を作成したいと考えている。

<資料1をもとに検討>

◎座長

資料説明を踏まえ、質疑を行いたい。

〔「異議なし」との発言あり〕

◎座長

本日検討した検討対象事務リストの①から⑤までの事務のうち、検討対象外とするもの及び⑥の事務の基本的な方向付け等については、ただいまの説明のとおり整理することとする。

(4) 都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

資料説明の後、検討を行った。

<区側から資料2「都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況(案)」についての説明>

○区側

資料2は、今年度の幹事会の検討状況のとりまとめとして、都区の事務局の間で事前に調整した報告文などの案である。

二つの資料がセットになっている。一つが「都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況(案)」という報告の本文であり、もう一つが参考資料という構成になっている。

まず「都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況(案)」であるが、冒頭に今年度の都区のあり方検討委員会から幹事会への下命に基づいて、平成19年度に引き続き、具体的な都区の事務配分、特別区の区域のあり方及び税財政制度について検討を行ったということが記述されている。

以下、三つの課題について、それぞれ平成19年度の検討状況と今年度の検討状況を記述し、最後に今後の対応について、検討委員会の判断にゆだねる内容を整理し、記述するという構成になっている。

まず、「1 都区の事務配分について」は、(1)のところで、平成19年度は、検討対象事務を選定するための基準を定め、検討対象事務を選定し、移管すべき事務を選定するための基準を定め、その上で基本的な方向の取りまとめのイメージとして三つの方向付けを行うこととし、その結果を踏まえて、さらに具体化に向けた検討を行っていくという考え方を整理した。

その上で、都区の具体的な事務配分の検討に着手したが、検討対象事務リスト1の①及び②の事務については、検討した結果、事前の準備及び調整がさらに必要であることから、1の③の事務から検討を行うという確認をしたということが記述されている。

次に、(2)のところで、今年度の検討状況については、検討対象事務とした444項目のうち286項目を具体的に検討した。このうち65項目については、検

討対象外と整理し、そして、「区へ移管する方向で検討する事務」50項目、「都に残す方向で検討する事務」100項目、「移管の是非を引き続き検討する事務」71項目と整理した。なお、「移管の是非を引き続き検討する事務」としたものの中には、一部考え方の一致した事務が36項目含まれているということが記述されている。

2頁には、これにより、現時点で事務配分の検討の方向付けを行うに至っていない事務は158項目あることが記述されている。

議論の過程において、この事務配分の検討に際し、都は、都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべきであるとし、都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではないとしたことが記述されている。

これに対し、区は、事務配分の検討は、もともと区域のあり方を前提とするものではなく、事務配分の検討の結果として区域のあり方の検討が必要になる場合がありうるとしても、あらかじめ一定規模への再編を想定した議論はおかしいとの考え方を示したということが記述されている。

次に、「2 特別区の区域のあり方について」は、(1)のところで、平成19年度は、都区双方から論点等を出し合い、これを踏まえてさらに議論を進めるという確認をしたということが記述されている。

(2)のところで、今年度の検討状況として、都は、再編を含む区域のあり方について、議論が必要であるという都区の合意に基づいて、真摯に議論する必要があると主張し、論点メモや参考論点についての都の考え方や区に対する質問などを整理した「検討の素材」等を提示するとともに、様々な関連する資料を提示したという経緯が記述されている。

一方、区は、都からの質問に対し、区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に係わるものであり、23区が統一的な見解を持ちうる性格の問題ではなく、今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎的自治体としての自らのあり方を構築する中で主体的に判断するものであるとの考え方を示したということが記述されている。

2の最後に、議論の中で、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であり、学識経験者も含め、都と区市町村共同で調査研究することが必要であるとの認識が、都区双方から示され一致をしたということが記述されている。

次に「3 税財政制度について」は、区から論点が示されているが、具体的議論には至っていないということが記述されている。

以上の1から3までの検討の状況を踏まえ、「4 今後の対応について」は、まず、全体として、都区の事務配分、特別区の区域のあり方及び税財政制度などについて検討してきたが、これまでの幹事会の検討では基本的方向をとりまとめるには至らなかった。このため、さらに検討期間が必要であるという整理である。その上で、都区の事務配分については、新分権一括法案の動きを踏まえる必要があること、特別区の区域のあり方については、これまでの経緯を踏まえて今後の対応を整理する必要があること、税財政制度については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する必要があることが記述されている。

以上が報告の本文の内容である。

次に、もう一冊の参考資料は、まず、表紙に目次が付いており、次頁以降に参考1から参考8までが掲載されている。参考1は、会議経過であり、参考2は、会議概要を整理したものである。いずれの参考資料も検討の経緯が一通り分かるように、第1回目から記載している。本日の会議に関する部分については、会議終了後、整理することとさせていただきたい。

参考3は、都区の事務配分に関する検討状況であり、今年度までの検討状況を一覧にしたものである。

参考４から参考７までは、平成１９年度にとりまとめた検討対象事務を選定するための基準などについて、改めて掲載したものである。

参考８は、幹事会に提出された、特別区の区域のあり方に関する資料を一覧にしたものである。

次に、参考資料の内容について補足すると、まず１５頁に参考３として「都区の事務配分に関する検討状況」があり、一通りの数目の整理がされている。本日の幹事会で先ほど検討した事務を含めた数字になっており、一番下にあるように４４４項目のうち、方向性の整理をつけたものが２２１項目、方向性が未整理のものが１５８項目、対象外としたものが６５項目となっている。１６頁以降に、事務の一覧、それぞれの評価あるいは検討状況を記したものが付けてある。

なお、これまで使用してきた「検討対象事務リスト」に記載されていた事務の一部に、その名称又は根拠法規などに誤認等があり、今回、資料１又は資料２の参考資料等を作成する際にあわせて修正したので了承願いたい。

次に５０頁には、参考８として、区域のあり方に関する関連資料、提出された資料の一覧があり、これは、それぞれの幹事会ごとにどういう資料が出されたかということを一覧にしたものである。

＜資料２をもとに検討＞

◎座長

説明があった、幹事会の検討状況のとりまとめに関する報告文及び参考資料の案について質疑を行いたい。

○都側

資料２の今後の検討の進め方について、２点ほど確認したい。

３頁の「４ 今後の対応について」の記述について、まず一番上の○に「都区の事務配分、特別区の区域のあり方及び税財政制度などについて検討してきたが、これまでの幹事会の検討では、基本的方向をとりまとめるには至らなかった。このため、さらに検討期間が必要である。」と記述されており、これは事実だと思うが、その後の記述が若干事務配分と区域のあり方で今後の進め方に書きぶりが異なっている。もともと都区の事務配分、特別区の区域のあり方、都区の税財政制度、三つを一体不可分のものとして議論するということが、この都区のあり方検討委員会幹事会の大前提であったと考えており、それが少々変わってしまっているのではないかと読める記述になっているので、その趣旨を確認したい。

１点目は、この文言全体の意味するところについて、これまで一体不可分のものとして検討を進めてきた都区の事務配分、特別区の区域のあり方、都区の税財政制度、この三つの課題について、来年度以降もその三つの課題が一体不可分のものであるという検討の枠組みを変えないことなく、引き続き同時並行的に検討を進めていくという趣旨であると理解すべきだと考えているが、そういうことでよろしいのかどうかということである。

２点目は、三つ目の○で「特別区の区域のあり方については、これまでの経緯を踏まえて、今後の対応を整理する必要がある。」と記述されているが、この文言の意味するところは、区域のあり方の検討について、ゼロベースで議論や整理をするのではなく、「これまでの経緯を踏まえて」と記述してあるので、これまでの都区間の積み重ねてきた検討内容を踏まえて、引き続きさらに検討を進めていくという趣旨ではないかと考えているが、それでよろしいのかどうかということである。以上２点について確認したい。

○区側

とりあえず報告をとりまとめる過程でのやりとりを踏まえて先に答えさせてもらうが、最初の三つの課題は一体不可分のものであるのものでそういう枠組みは変えないのかどうかという質問については、一体不可分という意味がよく分からないが、都区のあり方検討委員会の設置要綱の中で、都区の事務配分、特別区の区域あり方、

都区の税財政制度、それから、そのほかに都区のあり方に関して検討が必要な事項を検討するというのが、もともとこの検討のスキームであり、それを変えるということはないというのが前提で、指摘のあった4の最初の○が書かれている。都区のあり方の検討については、引き続き検討期間が必要であるということである。

2点目については、特別区の区域の問題について、ゼロベースではなく、これまでの経緯を踏まえて検討するということによろしいのかどうかということだが、それは当然今申し上げたように、区域の問題も含めて検討委員会の検討の枠組みというものを前提にどういうふうに整理していくかという話であり、これまでの積み重ねてきた検討の経緯を踏まえてということは当然のことだと思う。

○区側

都側の心配も分からないわけではないが、ありていに言えば、都区の事務配分と税財政制度だけ議論し、特別区の区域のあり方を議論しないのではないかとということ心配しての発言ではないかと思うが、区側が説明したように、そもそもこの都区のあり方検討は、都区のあり方検討委員会設置要綱にもあるとおり、都区の事務配分あるいは特別区の区域のあり方、都区の税財政制度、これを検討していこうということであり、この幹事会で、この時点で、それは分断するということにはならないと思う。やはりこれは今後引き続き、一体不可分という言葉がいいかどうか分からないが、要綱にあるものについては検討していくことになるだろうと思っている。

ただ、どのような検討の仕方になるかは、これは次の幹事会あるいは都区のあり方検討委員会でいろいろと議論してもらい、次の幹事会に流れていくということになるので、そのような趣旨でとりまとめをしていくのではないかと理解している。したがって、もし都側が、それは違うという意見があれば、今日発言してもらい、直すところがあれば直さなければならないと思う。

○都側

今の区側の話して、先ほどの都側の心配や懸念は、ある程度解消したと思う。そういう意味では、文章を文章として見たときに、解釈の仕方というのは、これはほかの事例にもあるが、いろいろと懸念、考え方によってあるかと思う。今の区側の発言に都側として全く異論はない。

また、少し先走ったような言い方になり恐縮だが、4の3番目の○の「今後の対応」で、対応の中には、有無の部分として「無し」もあるのではないかとというようなことが都側の心配の中にはある。都側としては、それは全くあり得ないと考えており、むしろ表現的には今後の進め方を検討、整理する必要があるということで、やることを前提の話だと理解している。その点は区側も勿論異論はないと思っている。

○都側

区側から力強い発言があったので納得した。

○区側

これまでの経緯から言って、そこだけ避けて通るということは、都区のあり方検討委員会で、それは外そうという仕切りがされれば別だが、この幹事会の段階でそこを外そうということはなかなか難しい話である。それは是非、都区のあり方検討委員会でよく議論してもらい、改めてこの幹事会に下命があればと、そのように思っている。

○都側

資料2の2頁の一番下の○に、学識経験者も含めて、都と区市町村共同で調査研究をやっていこうという記述がある。昨日、東京都市長会の役員会があり、その中で、都から、こういうことが都区のあり方検討委員会幹事会の中で検討され、すべての区長も概ねこういう方向で賛成しており、是非この問題について一緒にどうかという話をしたところ、役員会の中では、それは非常にいいことではないかということで賛成をいただいている。来週の26日に、東京都市長会の市長会議があ

り、そこで改めて都から市長全員に、説明する。

また、東京都町村会も事務局、役員にも話をし、それはなかなかおもしろいことだ、いいことだということである。

そういう意味で、この話については、東京都市長会や東京都町村会も特段異議を唱えるということはないということなので報告する。

○区側

区長会でも、この話を説明したときに、幾つかの意見があり、そんなにすぐでできるものなのかとか、どのようなスケジュールを考えているのかとか、学識経験者といってもどういう人が入ってくるのかとか、いろいろとそういう話はあったが、それは次のステージの中で検討していくことで、ここで学識経験者がどうだとか、スケジュールがどうだとか、あるいはこれからどうだというのは、それはなかなか難しいということで説明し、一応、区長会では了解された。これが都区のあり方検討委員会や都区協議会でも承認されれば、お互いに次のステージに向けて努力するということになると思うのでよろしくお願いいたします。

◎座長

この都区のあり方検討委員会幹事会としてのとりまとめは、今説明があった内容で最終的なとりまとめとすることとしたい。

なお、2月2日に都区のあり方検討委員会幹事会が予定されているが、そこに報告する際に、この報告書の記述について若干の文言の修正等があるとすれば、正副座長に一任願いたい。

〔「異議なし」との発言あり〕

それでは、閉会したい。